

# 全国都市緑化フェア開催要綱

(昭和60年1月30日建設省都緑対発第1号)

改正：平成15年12月5日国都緑環第67号

改正：平成23年5月26日国都緑環第72号

## (目的)

第1条 全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的とするものとする。

## (時期)

第2条 全国都市緑化フェア（以下「フェア」という。）は、原則として毎年度開催するものとする。

2 フェアは、おおむね都市緑化月間の期間に開催するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、フェアは、春季における都市緑化推進運動期間その他フェアを開催する地域の自然条件等を考慮して、適当と認められる時期に開催することができる。

4 フェアの期間は、1箇月以上とするものとする。

## (会場)

第3条 フェアは、都市公園又は都市公園の設置が予定されている場所を主たる会場として開催するものとする。

## (開催)

第4条 フェアは、原則として地方公共団体及び財団法人都市緑化機構が開催するものとする。

## (国土交通大臣の同意)

第5条 フェアを開催しようとする者は、あらかじめ国土交通大臣に協議し、その同意を得るものとする。

2 前項の協議は、フェアを開催しようとする時期の2年前までに行うものとする。

3 第1項の協議は、別記様式による協議書を提出して行うものとする。

## (統一主題)

第6条 主催者（前条第1項の同意を得た者をいう。以下同じ。）は、第1条の目的に即してフェアの統一主題を定めるものとする。

## (事業)

第7条 フェアにおいては、次の各号に掲げる事業のうちフェアの統一主題に応じて主催者が選択したものを行うものとする。

(1) 都市緑化意識の高揚に関する事業

- (2) 都市緑化に係る知識の普及に関する事業
- (3) 都市緑化に係る技術の普及・向上に関する事業
- (4) 都市緑化に係る資材の頒布に関する事業
- (5) 都市公園の整備の促進に関する事業
- (6) 都市公園の利用の促進及び運営の活性化に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的の達成のために必要な事業

(協 力)

第8条 主催者は、第1条の目的を達成するため、関係官庁の後援、関係団体、大都市等地方公共団体の出展等の協力を広く求めるものとする。

(連絡・調整)

第9条 主催者は、フェアを円滑に開催するため、フェアの開催に関して必要に応じ国土交通省と連絡・調整するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、フェアの開催のため必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度に開催するフェアから適用する。

# 全国都市緑化フェア実施要領

平成23年5月26日  
国土交通省都市・地域整備局  
公園緑地・景観課緑地環境室

## (趣旨)

第1条 全国都市緑化フェア（以下「フェア」という。）の開催については、全国都市緑化フェア開催要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (統一主題)

第2条 主催者は、要綱第6条の統一主題のほか、基本方針、愛称、シンボルマーク等を定めるものとする。

2 基本方針は、次の事項を勘案して定めるものとする。

- 一 都市の緑と人間のコミュニケーションを謳いあげる。
- 二 子供達を中心に緑や自然に対する理解を深めるための環境教育の場とする。
- 三 市民の自発的な参加を促し、緑化活動の醸成、発展への原動力を与える。
- 四 緑豊かな街づくりのために、ひとりひとりが身近に花と緑をふやす契機をつくりだす。
- 五 緑の場の活用について、各種技術や材料の普及とこれらの新たな技術の開発等を促す。

## (基本構想)

第3条 主催者は、フェアの開催に関する基本構想を作成するものとする。

2 基本構想においては、フェアの会場、事業、財政、実行組織等に関する基本的な構想を定めるものとする。

## (懇談会)

第4条 主催者は、基本構想を審議するため、懇談会を設置するものとする。

2 懇談会は、広く各界からの意見を聴取するため学識経験者、経済団体、緑化推進団体及び関係行政機関等のなかから主催者が委嘱する者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、懇談会に関する事項は、主催者が定める。

## (実行委員会)

第5条 主催者は、フェアの円滑な実施及び運営を図るため、実行委員会を設置するものとする。

2 実行委員会は、主催者及び関係行政機関、関係団体等のなかから主催者が委嘱する者をもって構成する。

3 前2項に定めるもののほか、実行委員会に関する事項は、主催者が定める。

(会 場)

第6条 フェアの主たる会場は、原則として都市公園（都市公園の設置が予定されている場所を含む。）とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、フェアの実施に関し必要な事項は、その都度当該地方公共団体と協議の上定めるものとする。

附 則

この要領は、平成24年度開催の緑化フェアから適用する。